

各 位

平成 24 年 12 月 20 日

南日本銀行

中小企業金融円滑化法期限到来後の対応について
【住宅ローン等をご利用の個人のお客さまへ】

株式会社南日本銀行は、地域に密着し、地域の発展に役立つ存在感のある銀行を目指して、積極的に金融仲介機能を発揮し、経営相談や経営改善支援などの金融の円滑化に取り組んでおります。

これらの取り組みは、中小企業金融円滑化法の施行以前から、継続実施しているものであり、同法の期限到来後においても対応方針に変更はございません。同法施行時に定めた「金融円滑化についての基本方針」についても、引き続き遵守して参ります。

つきましては、新規融資や貸付条件の変更等に関するご相談・ご要望等がございましたら、これまで同様、お近くのなんぎん本支店の窓口へ、お気軽にお申し付けください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
南日本銀行 住宅ローン相談窓口
フリーダイヤル：0120-131-373